

水道料金・加入金の金額が税込みの総額表示になりました

■ 水道料金 (2ヶ月につき)

基本料金			超過料金	
口径	水量	料金	水量	料金
13 mm	20 立方メートル	1,575 円	21～ 30 立方メートルまで	89.25 円
20 mm		1,575 円	31～ 60 立方メートルまで	120.75 円
25 mm		1,575 円	61～100 立方メートルまで	157.50 円
30 mm		11,760 円	101～160 立方メートルまで	199.50 円
40 mm		21,210 円	161～240 立方メートルまで	236.25 円
50 mm		31,500 円	241 立方メートル以上	267.75 円
75 mm		81,060 円	公衆浴場用 プール用	141.75 円
100 mm		135,450 円		
150 mm		298,200 円		

■ 水道利用加入金

メーター口径	加入金 (1 給水装置につき)
13 mm	78,750 円
20 mm	219,450 円
25 mm	350,700 円
30 mm	590,100 円
40 mm	1,058,400 円
50 mm	1,632,750 円
75 mm	3,937,500 円
100 mm	6,709,500 円
150 mm	14,670,600 円
200 mm以上	別に管理者が定める

※上記の水道料金は税込みです。計算後の金額で1円未満は切り捨てます。

※ 水道利用加入金は、メーターの口径が13mm及び20mmで、家庭用の給水装置の新設について、申込み者が引き続き3年以上市内に住所を有し、かつ自ら使用する場合に限り、加入金は、39,375円を減額します。

受水槽設置者のみなさまへ

水道法改正により、受水槽による水道を『貯水槽水道』として制定し、10立方メートル以下の貯水槽水道（小規模貯水槽水道）についても、その管理規定を定めました。

◎水槽の清掃

1年に1回、定期的に水槽の清掃を行うこと。

◎水槽の点検

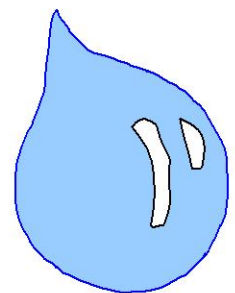
有害物、汚水等により水が汚染されるのを防ぐため、水槽の点検を行うこと。

◎水質検査の実施

年に1回定期的にじゃ口の水の色、濁り、臭い、味及び残留塩素（滅菌効果）についての水質検査を受けること。

◎関係者への周知

受水槽が汚染されていると判明したとき、或いはじゃ口の水に異常がある場合、直ちに給水を停止し、利用者並びに水道事業者や衛生行政などの関係者に周知すること。



* 貯水槽水道についてご不明な点がございましたら、水道課維持係までお問合せください。